

9件の集団国賠訴訟に対する最高裁の上告棄却、上告受理申立て不受理決定に対する声明

2026年1月22日、最高裁第一小法廷は裁判官4名(安浪亮介裁判長、岡正晶裁判官、宮川美津子裁判官、中村慎裁判官)全員一致で、東電福島第一原発事故に関して国による規制権限不行使の違法を問うて損害賠償を提起していた9件の集団国賠訴訟(愛知・岐阜訴訟、だまっちゃおれん愛知・岐阜訴訟、千葉2陣訴訟、東京訴訟、山形訴訟、かながわ訴訟、みやぎ訴訟、新潟訴訟、京都訴訟)の上告・上告受理申立てについて、それぞれ上告棄却・上告受理申立て不受理の決定を出した。

早い時期に第一小法廷への係属が決まった訴訟にとっては2年近く待たされた挙句、弁論の機会を与えられることもなく、たった1枚の紙切れでの門前払いである。今回の不当な最高裁決定に対し、満身の怒りを込めて抗議する。

9訴訟が各高裁において受けた判決は、ほとんどが2022年の6・17最高裁不当判決の結論部分を「コピペ」(Copy and Paste)したものであった。したがって、その上告受理申立て理由は必然的に6・17判決の理論的欠陥(国による規制権限の不行使の違法性判断を避け、「仮に国の指示で防潮堤が造られていたとしても、それは東南部が高く東側は低い段差のある防潮堤だったであろうからと強引な仮定を持ち込み、東側から来た巨大津波を防げず原発事故は回避できなかったという論法で国を免責した)や原発の本質に対する無理解から来る錯誤を詳細に指摘し、結論の見直しを求めるものとなった。

第一小法廷の4人の裁判官が全員一致で上告を棄却し、上告受理申立てを不受理としたことは、4人とも、粗雑な多数意見と三浦守裁判官の理路整然とした説得力のある少数意見との優劣すら判断できないほど能力に欠けるか、裁判官としての独立の気概をまったく失っているかのいずれかである。いずれにせよ最高裁や下級審にみる日本の司法は、総じて、国民が期待する「法と良心にのみ従う裁判官」や「人権の砦」とは程遠いばかりでなく、「司法の独立」や「三権分立」の崩壊とすら呼びたくなるような惨憺たる有様である。

原発事故から15年が経とうとしている今日もなお、福島は違法な20ミリシーベルト基準下であって、地域コミュニティの喪失、家族・親族の分断、健康被害や将来の健康不安、「復興」の名による異論の封殺などが被災者の上に依然として影を落としている。さらに、政府の原発回帰政策の下で、再び大惨事が繰り返される危険性が高まっている。26日に最高裁正門前で実施した抗議集会では、「この決定によって、『原告』から『元原告』になったが、闘いは終わらない」という趣旨の発言があったように、いまま高裁で11件、地裁で4件の集団国賠訴訟が争われており、被災者・避難者の闘いはこれからも続いていく。

今回の最高裁決定は、2年前から6・17最高裁共同行動実行委員会が呼びかけて取り組んでいる最高裁包囲行動(ヒューマンチェーン)の意義をいやが上にも高めるものである。われわれは今年も6月15日に最高裁包囲行動を行なうことを決めた。今回の最高裁決定に対する被災者や市民の怒りを示すべく、一昨年、昨年をはるかに上回る規模でヒューマンチェーンを成功させることを決意するものである。

2026年2月7日

6・17最高裁共同行動実行委員会2026

【6・17最高裁共同行動実行委員会2026参加団体】(2026年1月現在25団体、順不同)

原発被害者訴訟原告団全国連絡会／福島原発刑事訴訟支援団／子ども脱被ばく裁判原告団／原発避難者の住宅追い出しを許さない会／東電株主代表訴訟原告団／東海第二原発運転差止訴訟原告団／止めよう！東海第二原発首都圏連絡会／建設アスベスト東京訴訟弁護団／建設アスベスト全国連絡会／原発事故被害者団体連絡会／「避難の権利」を求める全国避難者の会／避難の協同センター／原発被害者訴訟全国支援ネットワーク・首都圏連絡会／公害総行動実行委員会／東京地方労働組合評議会／たんぼぼ舎／ノーモア原発公害市民連絡会／宗教者が核燃料サイクル事業廃止を求める裁判原告団／原発事故からの復興・復旧を求める会／日本環境会議／女川原発の避難計画を考える会／安保法制違憲訴訟全国ネットワーク／福島原発事故被害放射能毒・化学毒原因裁定を求める会／反貧困ネットワーク／医療問題研究会